

# 第1章 基本構想

## 1 計画の概要

---

### (1) 計画策定の背景

<国の動向>

#### ●障害者制度の改革

国では、障害者権利条約の批准に向けた法整備をはじめ、障害者制度全般の集中的な改革を行うため、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害者制度改革に向けた検討を進めています。

#### ●障害者基本法の改正

平成23年8月には、「障害者基本法」が改正され、障害を機能障害のみではなく社会的障壁で捉えることや、障害者差別禁止の規定などが設けられました。その他、地域社会における共生、療育、防犯及び防災、消費者保護などの規定が新設されています。

#### ●障害者自立支援法及び児童福祉法の改正

平成22年12月には、「（仮称）障害者総合福祉法」の実施までの対応として、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」が改正され、利用者負担・障害者の範囲の見直し、地域生活支援・相談支援の充実、障害児支援の強化などが行われました。

#### ●障害者虐待防止法の制定

平成23年6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、虐待の通報や自治体による安全確認・保護などが規定され、平成24年10月から施行されることとなっています。

本法律においては、障害者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められるとともに、市町村及び都道府県の部局又は施設が、障害者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすこととされています。

#### ●（仮称）障害者総合福祉法等の制定に向けた検討

平成22年6月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定され、障害者自立支援法に代わる「（仮称）障害者総合福祉法」について、平成25年9月から施行することとしています。

## <県の動向>

### ● ひょうご障害者福祉プランの策定

県では、平成22年3月に策定した「ひょうご障害者福祉プラン」に基づき、障害のある人もない人も、みんなが生きがいをもって暮らすことができる社会の実現を目指し、障害者施策を総合的、計画的に推進しています。

### ● 第3期兵庫県障害福祉計画の策定

国の動きを踏まえ、県は、障害者の自立と社会参加の促進を目的として、障害者施策に関する基本的な事項を定めた県の中長期的な計画「ひょうご障害者福祉プラン～みんなが元気なひょうごをめざして～」(計画期間：平成22～26年度)を定めました。また、障害福祉サービスの見込量と見込量の確保のための方策を定めた実施計画として「第3期兵庫県障害福祉計画」(計画期間：平成24～26年度)を策定しました。

## <朝来市の動向>

### ● 朝来市障害者計画・障害福祉計画の策定

平成18年度に障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定し、障害者計画は平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とし、障害福祉計画については「障害者自立支援法」の規定に基づく第1期計画期間(平成18年度から平成20年度)にあわせた3年間とし、3年ごとに見直しを行うものとししました。また、第2期計画期間(平成21年度から平成23年度)の見直しについては平成20年度に行い、障害者計画の計画期間中であることから基本理念、目標は継続しつつサービスの見直しを行いました。

### ● 朝来市障害者計画期間の延長と第3期障害福祉計画の策定

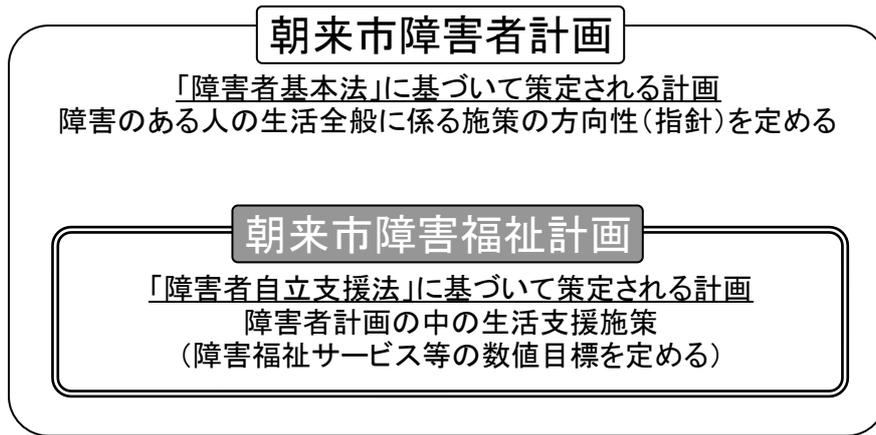
障害者計画の第2期計画の策定は、障害福祉計画の第3期計画とあわせて行うこととなっていました。国で検討している「(仮称)障害者総合福祉法」の内容が明確になる平成25年度まで策定期間の延長を行いました。

次期計画では、障害者基本法の改正、新たな「(仮称)障害者総合福祉法」の内容を反映して策定することとします。

この度は、障害福祉計画の第3期計画のみの策定とし、第1期障害者計画から引き継いでいる基本理念と目標を継承しつつ、社会情勢や地域の動向、計画対象者のニーズ等を考慮し、その実現に向けた障害福祉サービスの計画を策定することとしました。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」です。上位計画である「朝来市障害者計画」において明らかにしている基本理念を実現するための具体的な実施計画と位置づけられ、障害者計画が障害のある人の生活全般に係る施策の方向性（指針）を定めるのに対して、障害福祉計画は障害者計画に内包された生活支援施策（障害福祉サービス等の数値目標）を定めるものです。

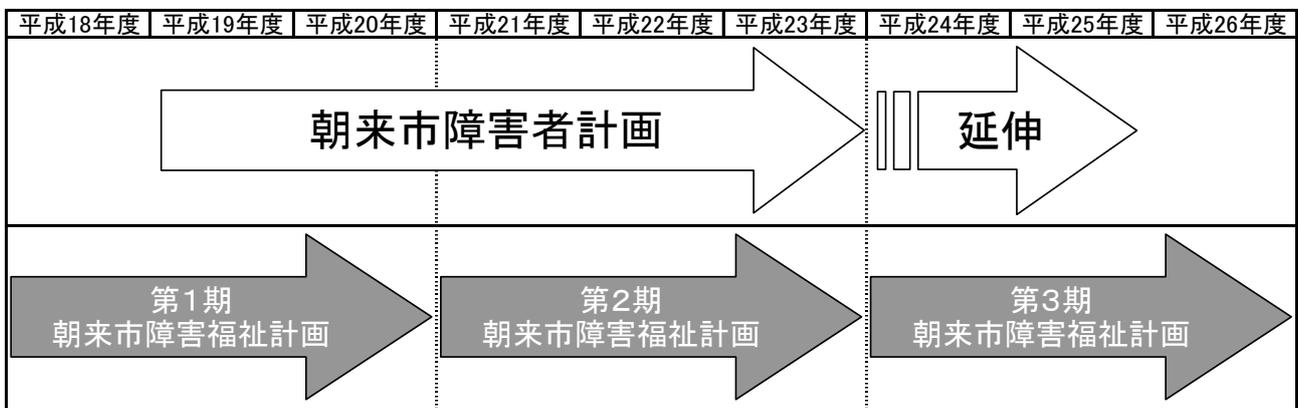


また、計画内容については下記の上位及び関連計画等との整合を確保します。

- ・ひょうご障害者福祉プラン（平成 22 年 3 月策定）
- ・第 1 次朝来市総合計画（平成 19 年 3 月策定）
- ・朝来市地域福祉計画（平成 24 年 3 月改訂）
- ・第 3 期障害福祉計画に係る国の基本指針及び県の策定方針

## (3) 計画期間

障害福祉計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。ただし、延伸している障害者計画策定に伴い、必要に応じて見直しを行うものとします。



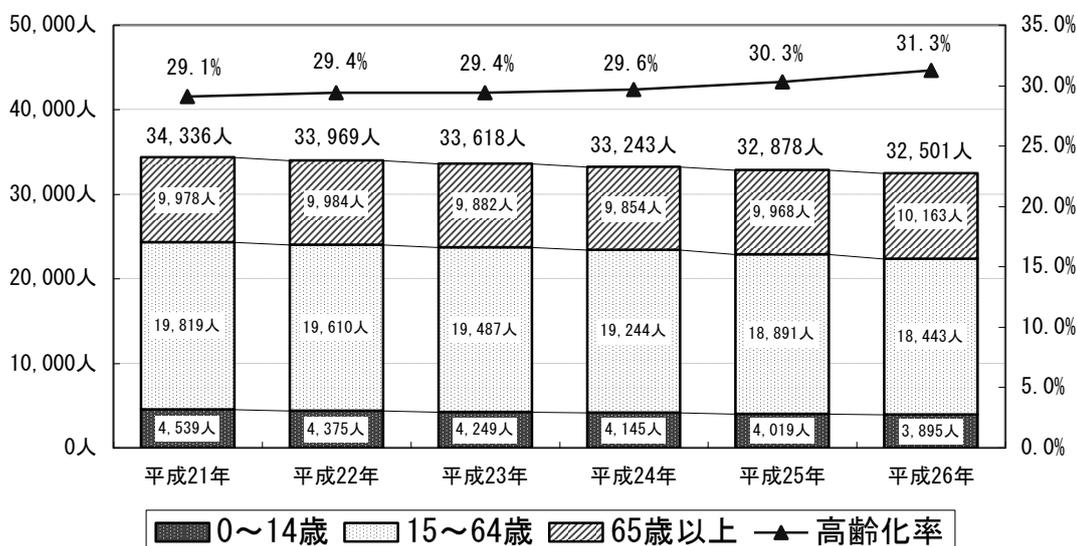
## 2 障害者数の動向

### (1) 人口の動向

本市の総人口は、平成23年現在で33,618人となっており、その内訳を年齢3階級別人口で見ると、0～14歳は4,249人（12.6%）、15～64歳は19,487人（58.0%）、65歳以上は9,882人（29.4%）となっています。

平成21年3月に策定した「朝来市高齢保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画」における人口推計結果では、総人口は減少傾向にありますが、一方で65歳以上人口は増加傾向にあり、平成26年には10,163人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は、平成23年の29.4%から1.9ポイント増加し、31.3%になることが予想されています。

【図 人口の推移】



【表 人口の推移】

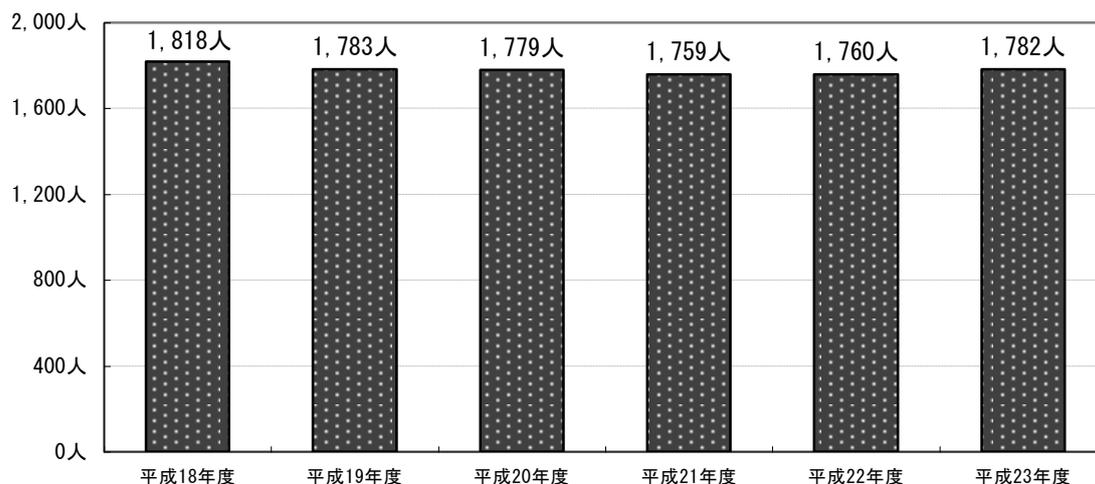
	第2期計画			第3期計画		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～14歳	4,539人	4,375人	4,249人	4,145人	4,019人	3,895人
15～64歳	19,819人	19,610人	19,487人	19,244人	18,891人	18,443人
65歳以上	9,978人	9,984人	9,882人	9,854人	9,968人	10,163人
総人口	34,336人	33,969人	33,618人	33,243人	32,878人	32,501人
高齢化率	29.1%	29.4%	29.4%	29.6%	30.3%	31.3%
増加率	-	98.9%	99.0%	98.9%	98.9%	98.9%

## (2) 障害者数の動向

### ①身体障害者手帳所持者数

平成 17 年の4町合併を機に改めて、朝来市における身体障害者手帳所持者を調査したところ 1,818 人が手帳を所持されていましたが、その後は新規交付、転入、転出、死亡はあっても、ほぼ横ばいの状況となっています。

【図 身体障害者手帳所持者数の推移】



【表 身体障害者手帳所持者数の推移】

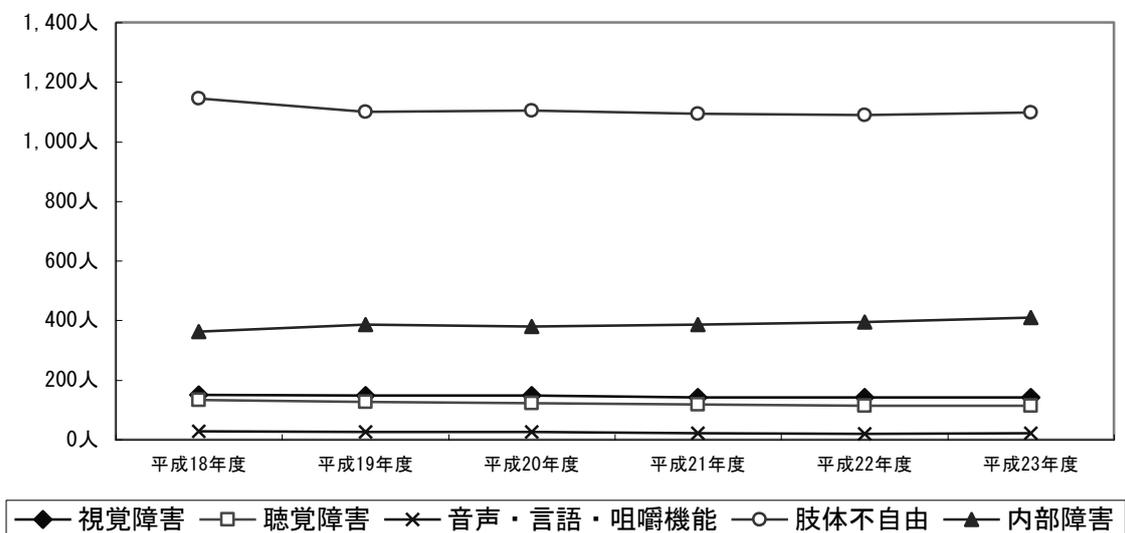
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者手帳所持者数	1,818人	1,783人	1,779人	1,759人	1,760人	1,782人
前年度からの伸び率	-	98.1%	99.8%	98.9%	100.1%	101.3%

※ 平成 18 年度～平成 22 年度 3 月末日現在

※ 平成 23 年度 10 月 1 日現在

障害部位別では、平成 23 年度では、「肢体不自由者」が最も多く 1,097 人（61.6%）となっています。その次に「内部障害」が 409 人（23.0%）、「視覚障害」が 141 人（7.9%）などとなっています。

【図 障害部位別 身体障害者手帳所持者数の推移】



【表 障害部位別 身体障害者手帳所持者数の推移】

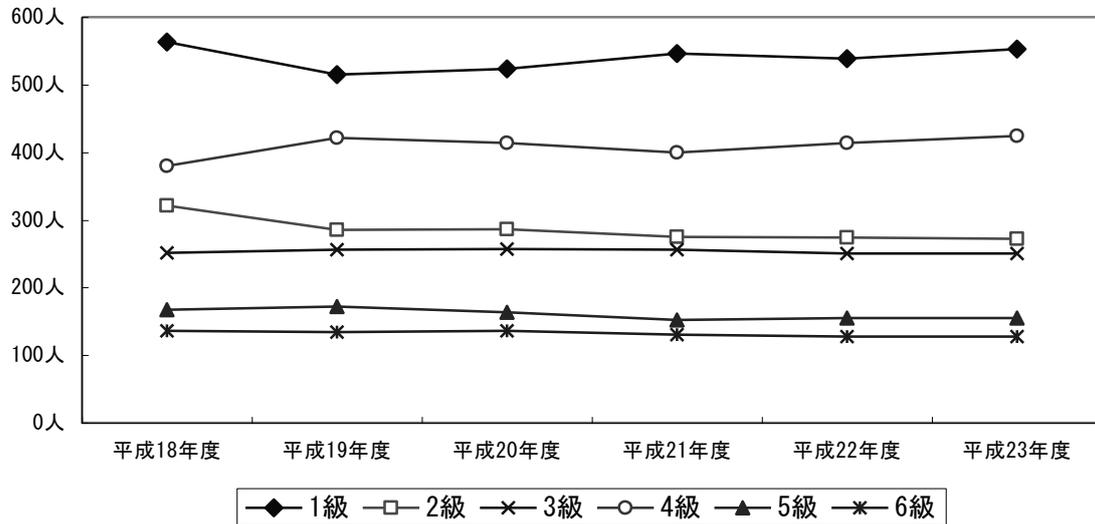
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
視覚障害	151人	147人	149人	142人	141人	141人
聴覚障害	132人	127人	122人	117人	114人	113人
音声・言語・咀嚼機能	28人	25人	25人	22人	20人	22人
肢体不自由	1,145人	1,099人	1,104人	1,093人	1,090人	1,097人
内部障害	362人	385人	379人	385人	395人	409人
合計	1,818人	1,783人	1,779人	1,759人	1,760人	1,782人

※ 平成 18 年度～平成 22 年度 3 月末日現在

※ 平成 23 年度 10 月 1 日現在

等級別では、平成23年度は、「1級」が最も多く553人（31.0%）、その次に「4級」が424人（23.8%）、「2級」が272人（15.3%）などとなっています。

【図 等級別 身体障害者手帳所持者数の推移】



【表 等級別 身体障害者手帳所持者数の推移】

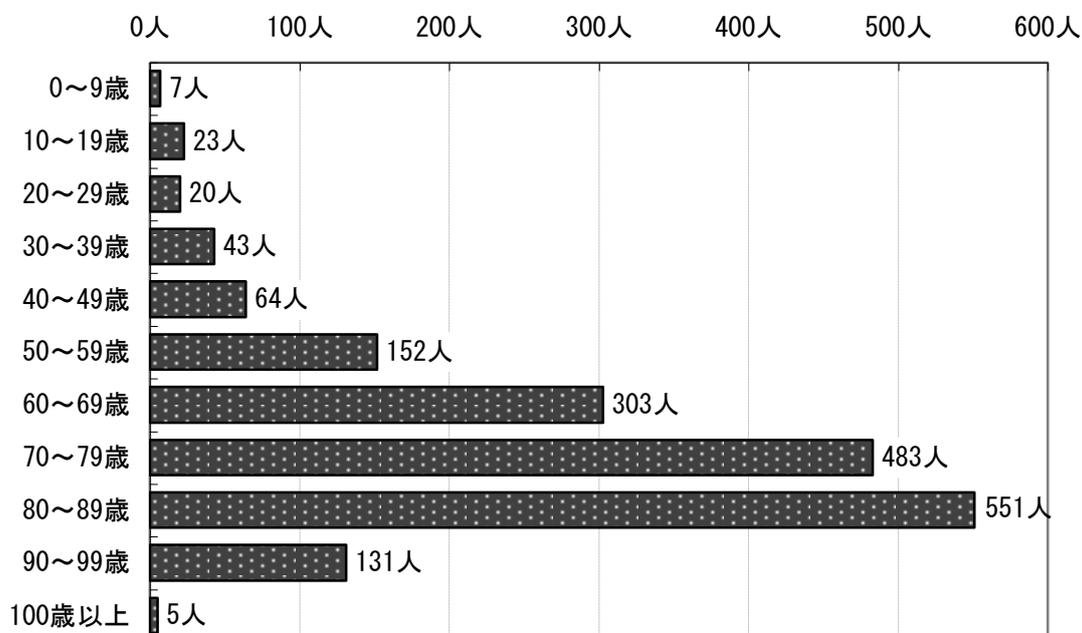
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	563人	515人	523人	546人	539人	553人
2級	321人	285人	286人	275人	274人	272人
3級	251人	256人	257人	256人	250人	250人
4級	380人	421人	414人	400人	414人	424人
5級	167人	172人	163人	152人	155人	155人
6級	136人	134人	136人	130人	128人	128人
合計	1,818人	1,783人	1,779人	1,759人	1,760人	1,782人

※ 平成18年度～平成22年度 3月末日現在

※ 平成23年度 10月1日現在

年齢別では、80歳代が最も多く551人となっており、また年代別人口での構成比も30.9%と最も高くなっています。次いで、70歳代が483人で年代別構成比27.1%となっており、70歳以上で6割弱を占めています。

【図 年齢別 身体障害者手帳所持者数】（平成23年10月1日現在）



【表 年齢別 身体障害者手帳所持者数】

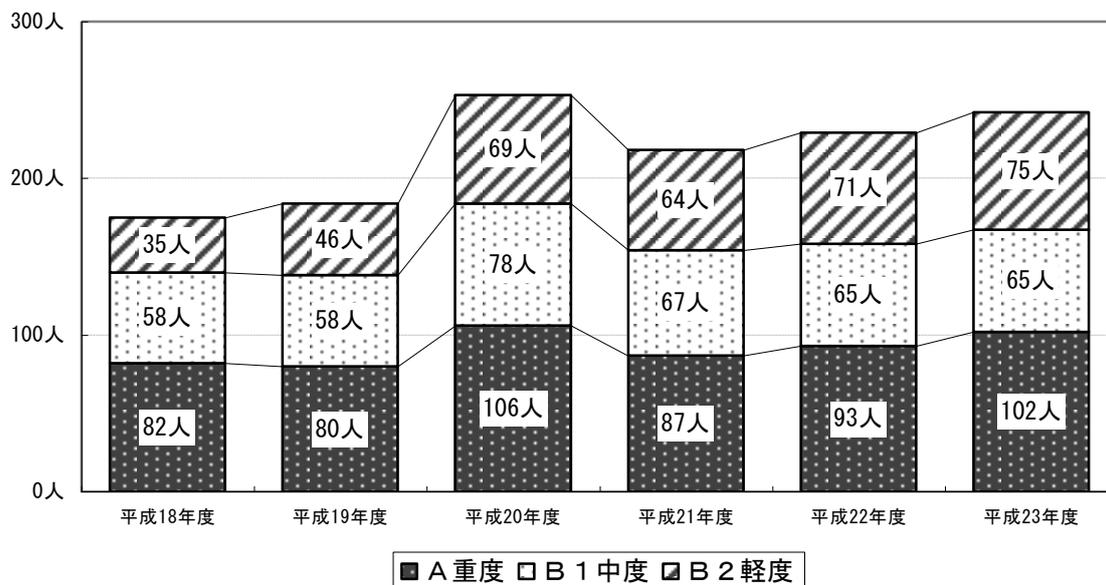
（平成23年10月1日現在）

年齢	手帳所持者数		人口に占める割合
	人数	構成比	
0～9歳	7人	0.4%	0.3%
10～19歳	23人	1.3%	0.7%
20～29歳	20人	1.1%	0.6%
30～39歳	43人	2.4%	1.2%
40～49歳	64人	3.6%	1.7%
50～59歳	152人	8.5%	3.4%
60～69歳	303人	17.0%	6.3%
70～79歳	483人	27.1%	12.2%
80～89歳	551人	30.9%	17.5%
90～99歳	131人	7.4%	19.4%
100歳以上	5人	0.3%	17.9%
合計	1,782人	100.0%	5.3%

## ②療育手帳所持者数

療育手帳所持者は、平成 23 年度では、「A 重度」が最も多く 102 人（42.1%）、その次に「B 2 軽度」が 75 人（31.0%）、「B1 中度」が 65 人（26.9%）となっています。

【図 療育手帳所持者数の推移】



【表 療育手帳所持者数の推移】

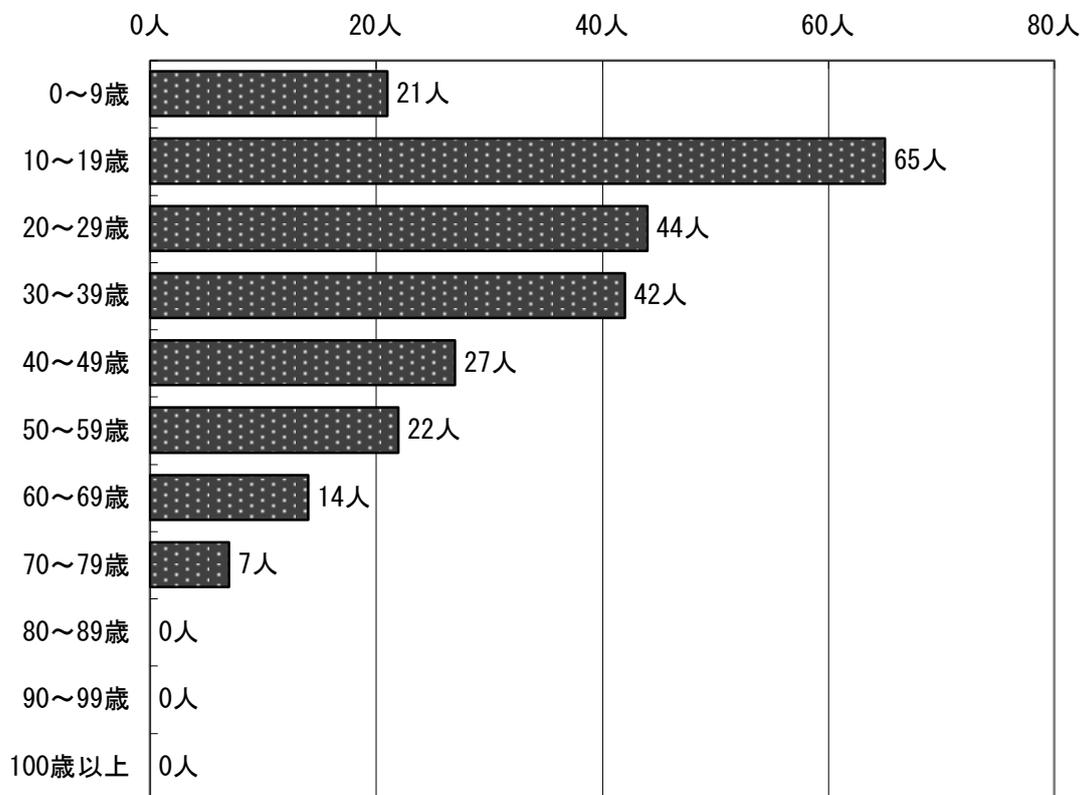
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A 重度	82人	80人	106人	87人	93人	102人
B 1 中度	58人	58人	78人	67人	65人	65人
B 2 軽度	35人	46人	69人	64人	71人	75人
合計	175人	184人	253人	218人	229人	242人
前年度からの伸び率	-	105.1%	137.5%	86.2%	105.0%	105.7%

※ 平成 18 年度～平成 22 年度 3 月末日現在

※ 平成 23 年度 10 月 1 日現在

年齢別では、10歳代が最も多く、65人となっています。0歳～29歳までで半数以上（53.8%）を占めています。

【図 年齢別 療育手帳所持者数】（平成23年10月1日現在）



【表 年齢別 療育手帳所持者数】

（平成23年10月1日現在）

年齢	手帳所持者数		人口に占める割合
	人数	構成比	
0～9歳	21人	8.7%	0.8%
10～19歳	65人	26.9%	1.9%
20～29歳	44人	18.2%	1.4%
30～39歳	42人	17.4%	1.1%
40～49歳	27人	11.2%	0.7%
50～59歳	22人	9.1%	0.5%
60～69歳	14人	5.8%	0.3%
70～79歳	7人	2.9%	0.2%
80～89歳	0人	0.0%	0.0%
90～99歳	0人	0.0%	0.0%
100歳以上	0人	0.0%	0.0%
合計	242人	100.0%	0.7%

### ③精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者は横ばいとなっており、平成23年度現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は109人、自立支援医療受給者は216人となっています。

【表 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級		15人	20人	10人	14人	16人	13人
2級		65人	67人	64人	63人	71人	75人
3級		16人	12人	11人	15人	22人	21人
精神障害者保健福祉手帳所持者		96人	99人	85人	92人	109人	109人
自立支援医療受給者		212人	201人	186人	205人	215人	216人
伸び率	手帳所持者	-	103.1%	85.9%	108.2%	118.5%	100.0%
	自立支援医療受給者	-	94.8%	92.5%	110.2%	104.9%	100.5%

【表 年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(平成23年10月1日現在)

年齢	手帳所持者数		人口に占める割合
	人数	構成比	
0～9歳	0人	0.0%	0.0%
10～19歳	0人	0.0%	0.0%
20～29歳	3人	2.8%	0.2%
30～39歳	19人	17.4%	0.5%
40～49歳	20人	18.3%	0.7%
50～59歳	32人	29.4%	0.7%
60～69歳	24人	22.0%	0.7%
70～79歳	10人	9.2%	0.3%
80～89歳	1人	0.9%	0.0%
90～99歳	0人	0.0%	0.0%
100歳以上	0人	0.0%	0.0%
合計	109人	100.0%	0.4%

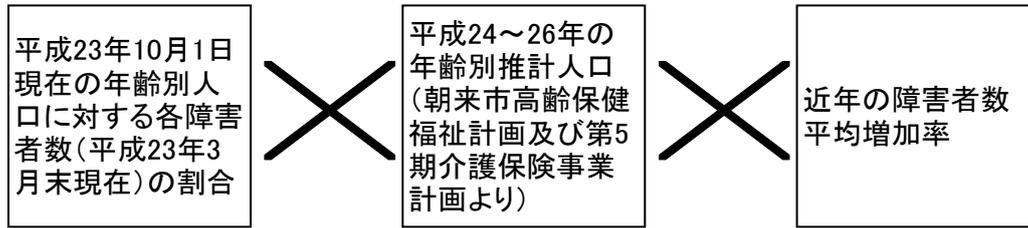
【表 年齢別 自立支援医療利用受給者数】

(平成23年10月1日現在)

年齢	自立支援医療受給者		人口に占める割合
	人数	構成比	
0～9歳	0人	0.0%	0.0%
10～19歳	14人	6.5%	0.3%
20～29歳	16人	7.4%	0.4%
30～39歳	36人	16.7%	0.9%
40～49歳	39人	18.1%	1.1%
50～59歳	49人	22.7%	1.1%
60～69歳	47人	21.8%	1.0%
70～79歳	12人	5.6%	0.3%
80～89歳	3人	1.4%	0.1%
90～99歳	0人	0.0%	0.0%
100歳以上	0人	0.0%	0.0%
合計	216人	100.0%	0.6%

### (3) 障害者数の推計

平成24年から平成26年の障害者数については、次の計算式にて推計を行いました。

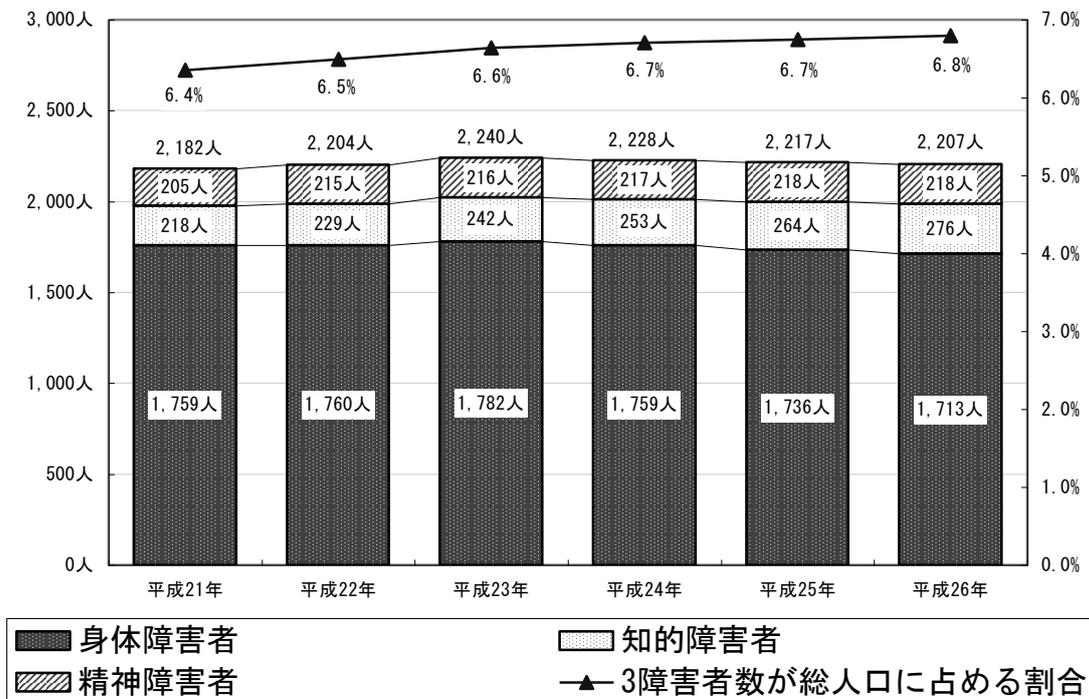


なお、身体障害者(児)、知的障害者(児)は、身体障害者手帳、療育手帳の各手帳所持者数を推計する一方、精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳所持者が一部の人に限られるため、自立支援医療(精神通院医療)受給者の推計としました。

身体障害者(児)は減少傾向にあり、平成23年に1,782人(5.30%)でしたが、平成26年に1,713人(5.27%)となっています。知的障害者(児)は増加傾向にあり、平成23年に242人(0.72%)でしたが、平成26年に276人(0.85%)となっています。精神障害者は緩やかな増加傾向にあり、平成23年に216人(0.64%)でしたが、平成26年に218人(0.67%)となっています。

3障害の合計人数が人口に占める割合は、平成23年の6.66%から0.13ポイント増加し、6.79%となるものと予想されます。

【図 障害者数の推計結果】



【表 障害者数の推計結果】

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
障害者数	身体障害者	1,759人	1,760人	1,782人	1,759人	1,736人	1,713人
	知的障害者	218人	229人	242人	253人	264人	276人
	精神障害者	205人	215人	216人	217人	218人	218人
合計		2,182人	2,204人	2,240人	2,228人	2,217人	2,207人
総人口に占める割合	身体障害者	5.12%	5.18%	5.30%	5.29%	5.28%	5.27%
	知的障害者	0.63%	0.67%	0.72%	0.76%	0.80%	0.85%
	精神障害者	0.60%	0.63%	0.64%	0.65%	0.66%	0.67%
全体		6.35%	6.49%	6.66%	6.70%	6.74%	6.79%

※ 身体障害者：身体障害者手帳所持者

※ 知的障害者：療育手帳所持者

※ 精神障害者：自立支援医療（精神通院医療）受給者

【表 推計に用いた平均増加率】

	平成18～平成19年	平成19～平成20年	平成20～平成21年	平成21～平成22年	平均
身体障害者	98.1%	99.8%	98.9%	100.1%	98.7%
知的障害者	105.1%	137.5%	86.2%	105.0%	104.4%
精神障害者	94.8%	92.5%	110.2%	104.9%	100.4%

### 3 計画の施策体系

#### (1) 障害者自立支援法等による制度改正の概要

障害者自立支援法に基づくサービス体系は、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、更生医療、育成医療、精神通院医療からなる「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具費」に分けられます。「地域生活支援事業」のうち、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の6事業は必須事業で、それ以外の地域生活支援事業は市町村による任意事業となっています。

#### 障害者自立支援法等の改正内容

##### 1 利用者負担の見直し

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

##### 2 障害者範囲及び障害程度区分の見直し

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- 障害程度区分の名称と定義の見直し

##### 3 相談支援の充実

- 相談支援体制の充実・強化
- 支給決定プロセスの見直し、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

##### 4 障害児支援の強化

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
- 通所による児童発達支援・放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の充実

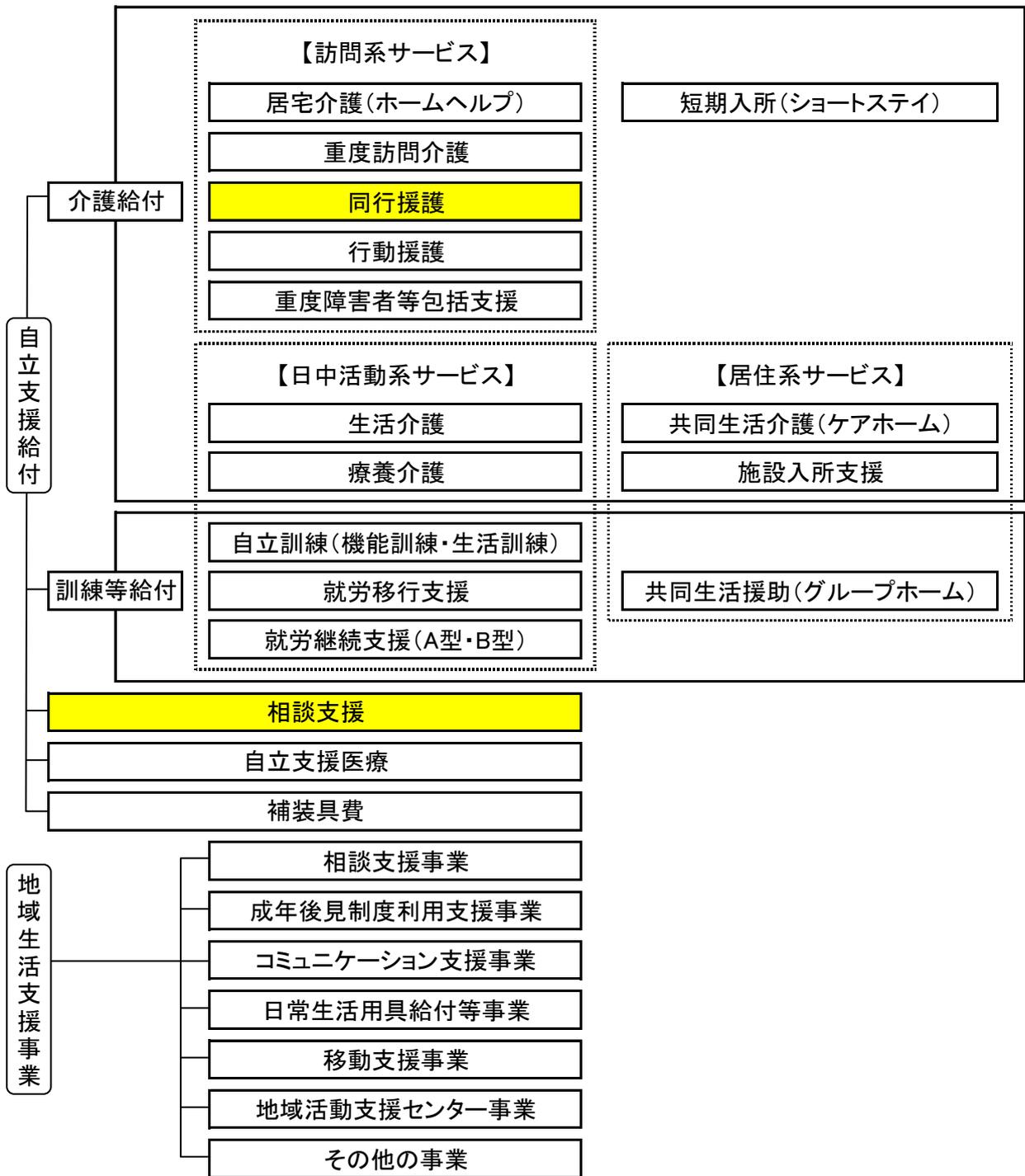
##### 5 地域における自立した生活のための支援の充実

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（個別給付化）→「同行援護の創設」

平成 24 年度からの障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく、障害者・児を対象とした障害福祉サービスの事業体系と内容は次のとおりです。

平成 22 年 12 月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、新設・再編されたサービスがあります。また、今後、国において平成 25 年 9 月から実施の「(仮称) 障害者総合福祉法」では、サービス体系・内容の大規模な変更が予定されています。

【サービス体系】



## (2) 相談支援の充実

障害者自立支援法における相談支援事業の体制が、平成 24 年度から大きく変更され、基幹相談支援センターの設置（地域生活支援事業・任意事業）、指定特定相談支援事業者（地域生活支援事業・必須事業）によるサービス利用計画の作成やサービスの利用状況の一定期間ごとのモニタリングの実施、指定一般相談支援事業者による入院・入所者の地域移行・定着支援など、よりきめ細かな相談支援体制となります。（現段階では、任意の事業である基幹相談支援センターの設置の予定はありません。）

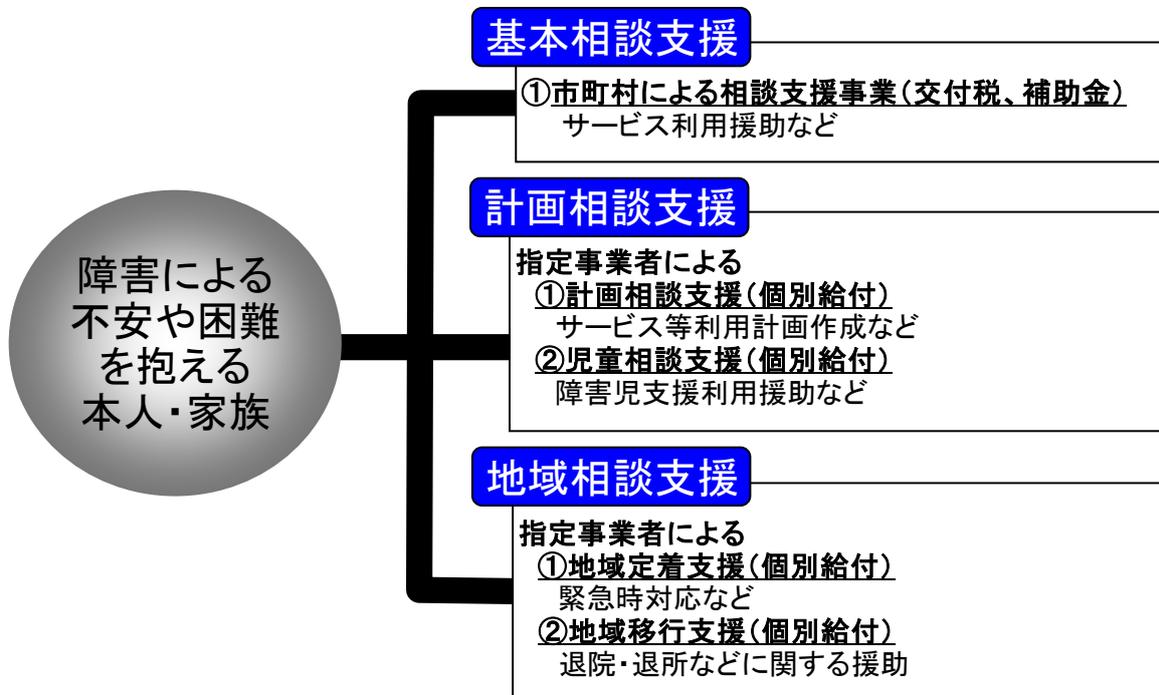
また、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、通所による支援の見直しや障害児相談支援体系の見直しが行われます。

障害児における相談支援については、一般的な相談支援は今までとおり市の窓口や指定特定相談支援事業者で行いますが、障害児相談支援事業者が創設され、障害児への相談支援が充実されます。なお、障害児の補装具の給付や育成医療などは、従前とおり、障害者自立支援法でのサービス提供となります。

指定特定相談支援事業者は、一般的な相談支援を行うとともに、必要に応じて計画相談支援によるサービス等利用計画の作成や継続サービス利用支援などを担当します。

障害児相談支援事業者は、一般的な相談支援を行うとともに、必要に応じて障害児の計画相談によるサービス等利用計画の作成や継続サービス利用支援などを担当します。

【新しい相談支援の体系】



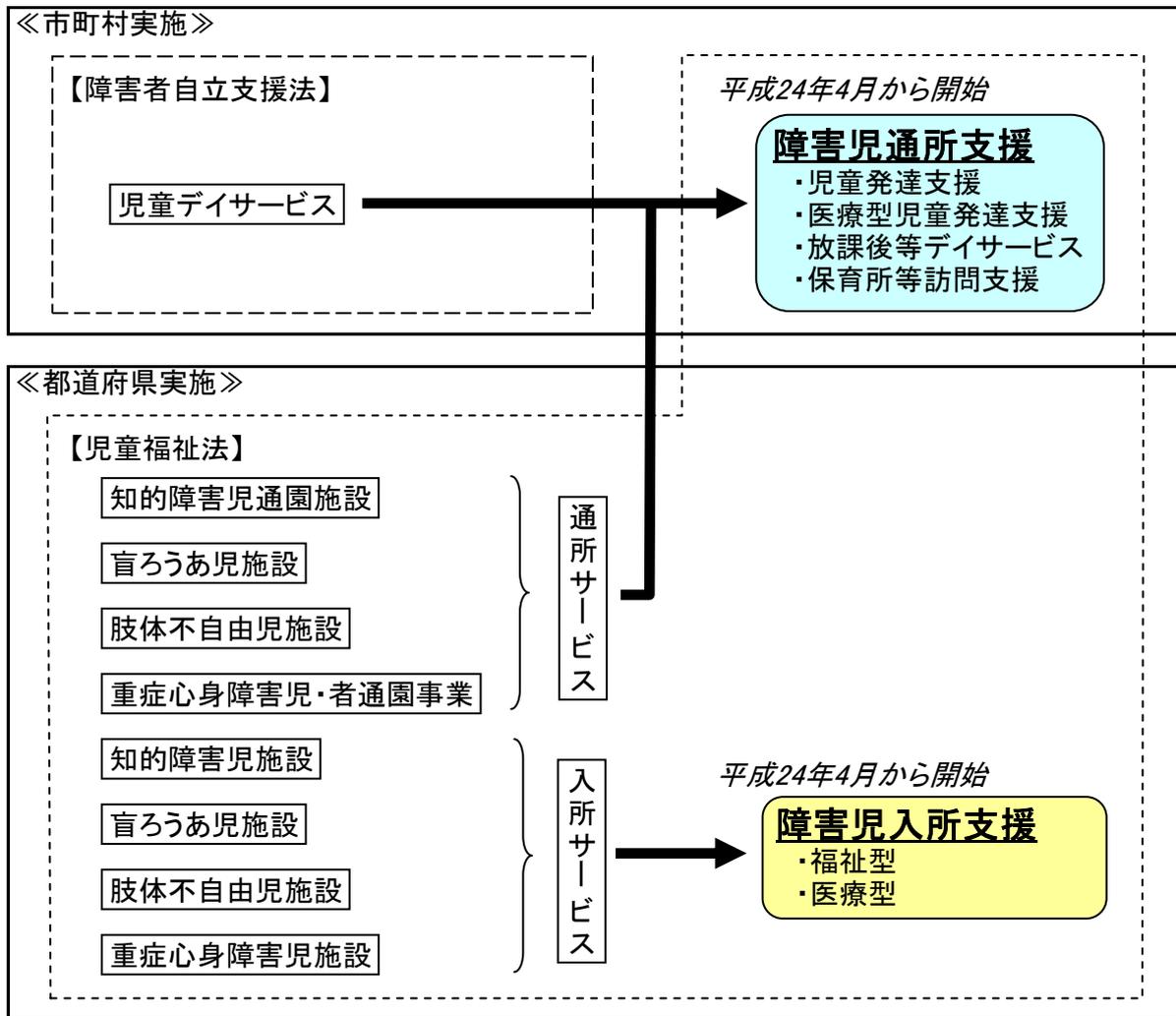
### (3) 障害児支援の強化

平成 24 年度から、障害児支援のための新たな仕組みが始まります。今までは、児童デイサービスを除く障害児の入所通所サービスは、障害種別ごとに児童福祉法に基づき県が実施していました。

法改正に伴い施設・事業が一本化され、通園施設への通所サービスや放課後等デイサービス（児童デイサービス）などは、障害児通所支援として、法に基づく市の事業となります。

また、これまでの知的障害児施設や重症心身障害児施設などの入所サービスは、障害種別が一本化され、従前どおり県による障害児入所支援として実施されますが、入所中の 18 歳以上の利用者については、障害者自立支援法でのサービス提供になります。

#### 【障害児支援体制】



## 4 計画の基本的な考え方

---

### (1) 基本理念

**『障害のある人もない人も、ともに助け合い安心して暮らせるまちづくり。』**

本計画は、「朝来市障害者計画」の理念を継承しながら、

- 障害のある人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生するまち
- 障害のある人が、自らの能力を最大限に発揮し、地域の中で自立して生きることが出来るまちを目指し、市民、行政、関係者が一体となって推進するための基本となる計画です。

## (2) 基本目標

### 目標 1 相談支援・療育体制の充実及び強化

障害者やその家族からの相談に応じることができるよう、相談専門員の確保と資質の向上を図ります。障害者虐待、成年後見等の専門的相談に応じられるよう相談体制の充実、障害児相談支援の強化を図ります。

### 目標 2 希望するサービスの確保

地域での自立した生活に必要なサービスを保障するため、身近な場所において身体機能の向上や生活に必要な介護、療育、就労のための訓練、創作的活動、地域との交流など、各種サービスの充実を図ります。

### 目標 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

入所等から地域での生活への移行を進めるために、居住の場としてのグループホームやケアホーム等の多様な住まいの確保を図ります。

### 目標 4 福祉施設から一般就労への移行等の社会参加を促進

福祉施設から一般就労（企業などでの就労）への移行を進めるために、就労継続支援、就労移行支援事業等の推進をはじめ、社会参加の促進に努めます。

#### 【目標別のサービス内容】

基本目標	自立支援給付	地域生活支援事業	障害児支援
目標 1	相談支援	相談支援事業 成年後見制度利用支援制度	
目標 2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 短期入所 生活介護 自立訓練 療養介護	コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業 その他の事業	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
目標 3	共同生活援助 共同生活介護 施設入所支援		
目標 4	就労移行支援 就労継続支援		

## 第2章 第3期計画の具体的な取組み

### 1 【目標1】 相談支援・療育体制の充実及び強化

#### (1) 自立支援給付

##### ① 相談支援

相談支援	施設入所者支援を除く、一定以上の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な人や、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人などを対象に、サービス利用計画（プログラム）の作成を行います。
地域移行支援	<b>【平成24年4月から開始】</b> 入院中の精神障害者や入所中の障害者が地域に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。
地域定着支援	<b>【平成24年4月から開始】</b> 地域での生活を始めた人が安心して生活できるよう、支援を行います。
計画相談支援	<b>【平成24年4月から再編・対象者拡大】</b> 障害福祉サービスの利用者に、サービス利用計画の作成を行います。

#### 【現状と課題】

平成22年度までは利用がありませんでしたが、平成23年度に指定相談支援事業者により、サービス提供されています。

#### 【今後のサービス見込量及び方策】

本市では、現在市外の1指定相談支援事業によりサービス利用計画作成を実施していますが、平成24年度は市が指定する指定特定相談支援事業者を2事業者と見込みます。平成25年度からは3事業者を見込みます。平成26年度にはサービスを利用するすべての人を対象にサービス利用計画を作成します。

平成26年度において、3年間での施設からの移行者を9人、そのうち共同生活介護・共同生活援助に9人が居住すると見込んでおり、精神障害者の病院からの1年以上入院の移行者を47人と見込み、地域移行支援の必要者は56人と見込みます。退院精神障害者とひとり暮らしを始めた障害者の地域定着支援の必要者は59人と見込みます。

また、在宅で計画相談支援の必要な利用者を平成23年度の支給決定者から勘案し、平成26年度においては、毎月利用者は79人、半年に1回程度利用者を138人と見込み、1か月当たりの利用者は102人分を見込みます。したがって、計画相談支援の利用者は、施設からの移行者・退院精神障害者と在宅での利用者を含め、158人分を見込みます。

相談支援		第2期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	18人	22人	27人
	実績値	0人	0人	4人
	達成率	0.0%	0.0%	14.8%

地域移行支援		第3期計画期間			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	施設	3人	3人	3人	9人
	精神退院	15人	15人	17人	47人
	計画値	18人	18人	20人	56人

地域定着支援		第3期計画期間			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	精神退院	15人	15人	17人	47人
	在宅者	2人	4人	6人	12人
	計画値	17人	19人	23人	59人

計画相談支援		第3期計画期間		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	施設	3人	6人	9人
	精神退院	15人	30人	47人
	在宅者	19人	49人	102人
	計画値	37人	85人	158人

## (2) 地域生活支援事業

### ① 相談支援事業

障害者相談支援事業	障害のある人や保護者または介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な補助等、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。

#### 【現状と課題】

現在、市直営での相談支援体制と、出石精和園地域支援センターに委託した相談支援を実施していますが、直営は職員が兼務であり、委託相談支援事業者でも相談にあたる人員が不足しています。

障害児とその家族への支援や独居等の障害者への支援には対応困難な事例も多く、専任の相談支援専門員の確保及び資質の向上が重要な課題です。

#### 【今後のサービス見込量及び方策】

- 1 委託相談支援事業者を市内の事業者で平成 24 年度は 1 事業者と見込み、平成 25 年度からは 2 事業者を見込みます。平成 20 年度から委託の出石精和園地域支援センターは継続して委託することとし、合計 3 事業者に委託することとします。また、専任の相談支援専門員の確保及び資質の向上に努めます。
- 2 平成 23 年 6 月に成立した障害者虐待防止法を踏まえ、平成 24 年 4 月から虐待防止センターを設置し、虐待相談に対応できる体制を整備し虐待防止に向けたシステムの整備に取り組みます。

障害者相談支援事業		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数	計画値	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
	実績値	1 事業所	1 事業所	1 事業所			

市町村相談支援機能強化事業		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数	計画値	1 事業所	1 事業所	1 事業所	2 事業所	3 事業所	3 事業所
	実績値	1 事業所	1 事業所	1 事業所			

地域自立支援協議会	<p>障害のある人の地域生活を支援するためには、障害者一人一人のニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図ることが求められます。</p> <p>また、総合的かつ継続的なサービス供給の確保、社会資源の改善・開発も非常に重要であり、そのためのシステム作りなど中核的役割を果たすのが自立支援協議会です。</p>
-----------	--

【現状と課題】

朝来市と養父市で南但馬自立支援協議会を共同設置しており、広域的に南但馬のサービスの検討とネットワーク化を図ることができるようにしています。

地域性の課題や体制整備の課題等の検討項目も多くなっており、優先順位の高いことから検討する必要があります。

【今後のサービス見込量及び方策】

サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制、地域移行のためのネットワークの強化、地域の社会資源の開発、障害者虐待防止等のためのネットワークの強化などの役割を担い、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていくこととします。協議会の必要に応じて専門部会の設置等を図ります。

地域自立支援協議会		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
箇所数	計画値	0事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
	実績値	0事業所	1事業所	1事業所			

## ② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見制度利用支援事業とは、判断能力が不十分な者である一定の要件に該当する方に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人の報酬を助成する制度です。</p> <p>※成年後見制度とは、家庭裁判所へ申し立て、審査を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。</p>
--------------	---

### 【現状と課題】

平成 21 年度からサービス提供体制は整備していますが、平成 23 年度現在までの利用者は 0 件です。

### 【今後のサービス見込量及び方策】

平成 24 年度から 1 人の利用を見込み、平成 26 年度には 3 人の利用を見込みます。

成年後見制度 利用支援事業		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	無			
年間の実利用 人員（人分／年）	計画値				1 人	2 人	3 人
	実績値						

## 2 【目標2】 希望するサービスの確保

### (1) 自立支援給付

#### ① 訪問系サービス及び短期入所

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。また、家事の援助、通院の介助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などの補助を行います。
同行援護	<b>【平成 23 年 10 月から開始】</b> 移動が困難な視覚障害者が外出する際に、代読などの支援や、食事やトイレなどの介護を行います。
行動援護	行動が困難で常に介護が必要な人に、必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

#### 【現状と課題】

訪問系サービスは、本市では居宅介護のみのサービスとなっておりますが、利用時間、人数共に増加しています。

#### 【今後のサービス見込量及び方策】

- 平成 23 年度までの利用実績等を勘案し、平成 26 年度においては、1 か月あたりのサービス利用量を 1,408 時間分（61 人）見込みます。特に重度の障害者の在宅生活を勘案し、重度訪問介護・重度障害者等包括支援の利用者をそれぞれ 1 人ずつ見込み、サービス提供事業者の確保に努めます。
- 実務者の量的な拡充を図ると共に、各事業所によるスキルアップのための研修に対する支援を行います。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	40 人	44 人	46 人	47 人	54 人	61 人
	実績値	25 人	25 人	35 人			
	達成率	62.5%	56.8%	76.1%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	862 時間	946 時間	1,003 時間	1,297 時間	1,352 時間	1,408 時間
	実績値	426 時間	425 時間	462 時間			
	達成率	49.4%	45.0%	46.1%			

短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間を含め施設等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
------	--

【現状と課題】

利用日数、人数共に増加しています。相談時での希望者へのニーズには対応できていますが、潜在的なニーズに対しては、市内事業者数が少ないこともあり、保護者などが気軽に利用できる方法等の課題があります。

【今後のサービス見込量及び方策】

市内サービス事業所は増えていませんが、近隣市にて利用可能なサービス事業所があること等を勘案し、平成 26 年度において 1 か月あたり 140 人日分（35 人）のサービス利用量を見込みます。

短期入所		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	22 人	28 人	31 人	25 人	30 人	35 人
	実績値	9 人	9 人	20 人			
	達成率	40.9%	32.1%	64.5%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	116 人日	136 人日	142 人日	100 人日	120 人日	140 人日
	実績値	37 人日	33 人日	87 人日			
	達成率	31.9%	24.3%	60.9%			

## ② 日中活動系サービス

生活介護	常に介護を必要とする人に、施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
------	--------------------------------------

### 【現状と課題】

生活介護では利用時間・人数共に増加しています。

### 【今後のサービス見込量及び方策】

平成 23 年度までの実績と、サービス事業所の確保、相談支援体制の状況を勘案し、平成 26 年度においては 1 か月あたり 2,419 人日分（95 人）のサービス利用量を見込みます。

生活介護		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	55 人	62 人	81 人	85 人	90 人	95 人
	実績値	59 人	60 人	81 人			
	達成率	107.3%	96.8%	100.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	1,118 人日	1,364 人日	1,782 人日	1,837 人日	2,109 人日	2,419 人日
	実績値	1,207 人日	1,248 人日	1,601 人日			
	達成率	108.0%	91.5%	89.8%			

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護及びに日常生活の支援を行います。
------	---

### 【現状と課題】

このサービスは平成 22 年度までは事業所がありませんでしたが、平成 23 年度から公立八鹿病院（養父市）にてサービス提供が可能となり利用者が増加しています。

### 【今後のサービス見込量及び方策】

平成 23 年度から開始したサービスであり、利用実績と利用枠を勘案し、平成 26 年度において、1 か月あたり 15 人のサービス利用量を見込みます。

療養介護		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	2 人	3 人	4 人	8 人	10 人	15 人
	実績値	0 人	0 人	5 人			
	達成率	0.0%	0.0%	125.0%			

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	<p>自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。</p> <p>自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。</p>
---------------------	---

【現状と課題】

自立訓練（機能訓練）は、現在実利用者が1名のみで、施設も遠方にあることから利用は伸びていません。また、自立訓練（生活訓練）は、市内・南但馬圏域に事業所がなく利用者は0人です。

【今後のサービス見込量及び方策】

平成23年度までの利用実績から、近隣市町にサービス事業所がなく、県内の事業所利用となりますが、機能訓練・生活訓練については現行の状況から若干の伸びがあるものとし、平成26年度において、機能訓練は1か月あたり132人日分（6人）、生活訓練は1か月あたり66人日分（3人）を見込みます。

自立訓練 (機能訓練)		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1人	2人	3人	4人	5人	6人
	実績値	1人	2人	1人			
	達成率	100.0%	50.0%	33.3%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	22人日	44人日	66人日	88人日	110人日	132人日
	実績値	13人日	15人日	22人日			
	達成率	59.1%	33.6%	33.3%			

自立訓練 (生活訓練)		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1人	5人	10人	1人	2人	3人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	22人日	110人日	220人日	22人日	44人日	66人日
	実績値	0人日	0人日	0人日			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

## (2) 地域生活支援事業

### ① コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業	聴覚、言語障害、音声障害、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、音声訳等による支援事業などを行います。
---------------	---

#### 【現状と課題】

現在行っているサービスは、手話通訳者派遣及び要約筆記者派遣となっており、需要に対して全て対応しています。

#### 【今後のサービス見込量及び方策】

本市では、手話通訳者9名及び要約筆記者を12名登録しており、平成26年度において、1年間で50人のサービス利用量を見込みます。

コミュニケーション 支援事業		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の	計画値	50人	50人	50人	50人	50人	50人
実利用人員	実績値	0人	2人	3人			
(人/年)	達成率	0.0%	4.0%	6.0%			

## ②日常生活用具給付等事業

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人（児）に対して各種用具の購入費用の助成を行います。
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障害のある人（児）の身体介護を支援する用具や、障害のある子どもが訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害のある人（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害のある人（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意志疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障害のある人（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障害のある人（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	障害のある人（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

### 【現状と課題】

いずれも、該当すれば全て支給しています。

### 【今後のサービス見込量及び方策】

平成23年度までの実績等を勘案し、平成26年度において、合計565件（延べ）のサービスの利用量を見込みます。

介護訓練支援用具		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 実利用件数 (件/年)	計画値	10件	10件	10件	10件	11件	12件
	実績値	14件	1件	3件			
	達成率	140.0%	10.0%	30.0%			

自立生活支援用具		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 実利用件数 (件/年)	計画値	30件	30件	40件	9件	10件	11件
	実績値	5件	9件	3件			
	達成率	16.7%	30.0%	7.5%			

在宅療養等支援用具		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 実利用件数 (件/年)	計画値	20件	20件	25件	16件	17件	18件
	実績値	12件	16件	12件			
	達成率	60.0%	80.0%	48.0%			

情報・意志疎通支援用具		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 実利用件数 (件/年)	計画値	5件	5件	5件	16件	17件	18件
	実績値	9件	13件	6件			
	達成率	180.0%	260.0%	120.0%			

排泄管理支援用具		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 実利用件数 (件/年)	計画値	500件	500件	500件	480件	490件	500件
	実績値	466件	448件	470件			
	達成率	93.2%	89.6%	94.0%			

居住生活動作補助用具 (住宅改修費)		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 実利用件数 (件/年)	計画値	10件	10件	10件	4件	5件	6件
	実績値	6件	4件	1件			
	達成率	60.0%	40.0%	10.0%			

### ③ 移動支援事業

移動支援事業	移動支援事業とは、屋外での移動に困難がある障害者（児）が外出する支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。
--------	---

#### 【現状と課題】

年々利用者、利用時間共に増加しています。特に利用時間については、利用方法の周知が進み一人当たりの利用時間が増えています。市内事業所は1事業所ですが、市外の委託契約事業者をあわせると平成21年度の3事業所から、平成23年度には7事業所に増えています。

#### 【今後のサービス見込量及び方策】

本市では、平成23年度までの実績と、障害者自立支援法の改正に伴い、平成23年10月から障害福祉サービスとして「同行援護」が創設され、移動支援利用者の一部が同制度へ移行することを勘案します。対象者への周知を行い、平成26年度において、1年間に60人分のサービス利用量を見込みます。また、市内事業所の確保に努め、1事業所の増加を見込みます。

移動支援事業		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 実利用人員 (人分/年)	計画値	35人	45人	58人	60人	70人	80人
	実績値	34人	28人	42人			
	達成率	97.1%	62.2%	72.4%			
年間の 利用時間総数 (時間/年)	計画値	1,458時間	1,875時間	2,417時間	2,500時間	3,000時間	3,500時間
	実績値	138時間	1,005時間	1,529時間			
	達成率	9.5%	53.6%	63.2%			
箇所数	計画値	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	2事業所	2事業所
	実績値	1事業所	1事業所	1事業所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

#### ④ 地域活動支援センター事業

障害のある人で、雇用されることが困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

地域活動支援センター事業		通所による創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障害のある人等の地域生活を支援します。
	基礎的事業	創作的活動や生産活動の機会の提供など、利用者への基礎的な支援を行う事業に助成します。
	機能強化事業	地域活動支援センターが実施する事業の強化を図るため、Ⅰ型からⅢ型までの事業に助成します。

##### 【現状と課題】

平成 22 年度までは、機能強化事業として「まつぼっくり作業所」にて事業を行っていましたが、平成 23 年度に、就労継続支援（B型）へ移行しています。

##### 【今後のサービス見込量及び方策】

サービス事業者が平成 23 年度に就労継続支援（B型）へ移行したため、新たなサービス事業者の確保に努めます。

基礎的事業		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間の 実利用人員 (人分/年)	計画値	16 人	16 人	20 人	24 人	24 人	24 人
	実績値	8 人	9 人	12 人			
	達成率	50.0%	56.3%	0.0%			
箇所数	計画値	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
	実績値	1 事業所	1 事業所	1 事業所			
	達成率	100.0%	100.0%	0.0%			

機能強化事業		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数	計画値	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
	実績値	1 事業所	1 事業所	0 事業所			
	達成率	100.0%	100.0%	0.0%			

## ⑤ その他の事業

福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由で家族との同居や住居の確保が困難な人（常時の介護や医療を必要とする場合を除く）に対し、低料金で居室や設備を提供します。
訪問入浴サービス事業	訪問による居宅での入浴サービスを行います。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援または自立訓練を利用している人、障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図る職親制度を実施します。
生活訓練事業	日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
本人活動支援事業	知的障害者が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動等を支援します。
ボランティア活動支援事業	精神障害者やその家族等の団体が行う精神障害者の社会復帰に関する活動への情報提供や、精神障害者に対するボランティア活動の支援を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等の充実や障害者スポーツの普及を図るために、各種教室やスポーツ大会を開催します。
芸術・文化講座開催等事業	障害のある人が作成した作品の展示や音楽会などの芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害のある人の創作意欲を助長するための環境の整備や支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳その他障害のある人に分かりやすい方法により、市の広報、各種事業の紹介、生活情報等を定期的に提供します。
手話奉仕員養成事業 要約筆記奉仕員養成事業 点訳奉仕員養成事業 朗読奉仕員養成事業	障害のある人との交流活動の促進とともに、広報活動の支援者として期待される手話奉仕員・要約筆記奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成研修を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成します。
日中一時支援事業 （日中一時預り）	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害のある人の日中における活動の場を提供します。
生活サポート事業	介護給付の支給決定者以外の人を対象に、日常生活に関する支援や家事に対する支援を行います。

### (3) 障害児支援

児童デイサービス		<p>《障害者自立支援法によるサービス》【平成24年3月で終了】</p> <p>障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</p>
障害児通所支援	児童発達支援	<p>《児童福祉法によるサービス》【平成24年4月から開始】</p> <p>児童発達支援センター等の施設を利用し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。</p>
	医療型児童発達支援	<p>《児童福祉法によるサービス》【平成24年4月から開始】</p> <p>上肢・下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、医療型児童発達支援センター等の施設を利用し、児童発達支援及び治療を行います。</p>
	放課後等デイサービス	<p>《児童福祉法によるサービス》【平成24年4月から開始】</p> <p>学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。</p>
	保育所等訪問支援	<p>《児童福祉法によるサービス》【平成24年4月から開始】</p> <p>保育所等を利用中または今後利用予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。</p>

#### 【現状と課題】

利用日数、人数共に増加しています。サービス提供事業所が市内に1事業所と、市を含む2市1町で広域運営している事業者が1事業所です。相談時での希望者へのニーズにはほぼ対応できていますが、利用者の増加に伴い、希望どおりの量の利用ができにくくなっており、特に、夏休みなどの長期休暇時のサービス利用が困難になっています。

児童デイサービス		第2期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
月あたりの平均利用人員（人分/月）	計画値	35人	37人	40人
	実績値	32人	35人	70人
	達成率	91.4%	94.6%	175.0%
月あたりの平均利用日数（人日分/月）	計画値	93人日	99人日	107人日
	実績値	80人日	112人日	341人日
	達成率	86.0%	113.1%	318.7%

【今後のサービス見込量及び方策】

市内サービス事業所と近隣市にて利用可能なサービス事業所があること等を勘案し、平成 26 年度においては、放課後等デイサービスは 1 か月あたり 905 人日分（50 人）、児童発達支援は、85 人日分（50 人）のサービス利用量を見込みます。

障害児通所支援は、相談支援体制の充実により、発達相談等の状況から利用者の増加が見込まれるとして、1 事業所の確保に努めます。

放課後等デイサービス		第 3 期計画期間		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	40 人	45 人	50 人
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	472 人日	654 人日	905 人日

児童発達支援		第 3 期計画期間		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	40 人	45 人	50 人
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	63 人日	72 人日	85 人日

医療型児童発達支援		第 3 期計画期間		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	1 人	2 人	3 人
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	4 人日	8 人日	12 人日

保育所等訪問支援		第 3 期計画期間		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	1 人	5 人	10 人
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	4 人日	20 人日	40 人日

### 3 【目標3】グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を促進

#### (1) 自立支援給付

##### ① 共同生活援助・共同生活介護

共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居において、食事や入浴等の日常生活上の介護を行います。

#### 【現状と課題】

サービスの利用者数はほぼ横ばいで、現在事業所が市内 1 事業所（女性：定員 6 名）となっています。

#### 【今後のサービス見込量及び方策】

本市では、平成 23 年度に市内に整備されるサービス事業所が 2 事業所あり、今後も事業所の増加が見込まれるとして、平成 26 年度において、1 か月 28 人分のサービス利用量を見込みます。

共同生活援助 共同生活介護		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	21 人	26 人	34 人	22 人	25 人	28 人
	実績値	20 人	19 人	19 人			
	達成率	95.2%	72.7%	55.9%			

## ② 施設入所支援

施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
--------	--

### 【現状と課題】

利用者は年々増加していますが、地域移行があまり進んでおらず、新たな受入は困難な状況です。

### 【今後のサービス見込量及び方策】

本市では、平成 23 年度までの利用者数の増加傾向と、今後施設入所者から地域生活への移行者を勘案し、3 年間で入所者を 4 人と地域移行生活者を 9 人と見込み、平成 26 年度において、1 か月 60 人分のサービス利用量を見込みます。

施設入所支援		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	45 人	50 人	64 人	65 人	63 人	60 人
	実績値	49 人	51 人	65 人			
	達成率	108.9%	101.6%	101.6%			

## (2) 入院・入所者の地域移行支援

### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活の移行を進める観点から、現在福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、旧体系から新体系へ移行する利用者を加え、その上で平成 26 年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

本市では、現段階でグループホーム・ケアホームの整備予定が 2 事業所あり、サービス事業所の確保を見込んでいます。

第 1 期計画策定時点の入所者 66 人のうち 19 人が平成 26 年までに地域生活へ移行する一方、施設入所の必要な待機者等が入所することにより、差し引き 5 人減少となります。

平成 17 年の入所者 (A) ※身体障害者更生施設を除く	66 人	
平成 23 年度現在における入所者数	65 人	
平成 23 年度現在における地域生活移行者数	10 人	
【目標値】目標年度における入所者数 (B)	60 人	
内訳 新規入所者数	4 人	
施設から地域生活移行者数	9 人	
【目標値】入所者削減見込み (A-B)	5 人 (7.6%)	括弧内は基準値からの削減率
【目標値】地域生活移行者数	19 人 (28.8%)	括弧内は基準値からの移行率

国の目標 削減率 10%以上 移行率 30%以上

国の基本指針では、「平成 17 年 10 月 1 日における福祉施設入所者の 3 割以上を、地域生活に移行するとともに、これにあわせて平成 26 年度末の施設入所者数を、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から 1 割以上の入所者を削減することを基本とすることとします。

県の目標 削減率 10%以上 移行率 16.5%以上

兵庫県の方針では、削減率は、移行支援の強化により、基準値の 2 割とし、移行率についても、地域移行・定着の強化により基準値の 2 割としています。

## ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

本市では、地域での受け入れ条件が整えば、病院から退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、平成26年度における入院数の減少に関する目標値を設定します。

兵庫県からの情報による退院者のうち、家庭やグループホーム、ケアホームの地域移行により支援の必要な者は、平成24年度15人、平成25年度15人、平成26年度17人であり、3年間では47人となります。

## ③ 公営住宅を活用したグループホーム等の整備

平成26年度末の段階において、地域生活に移行するためのグループホーム等の整備について、市営住宅担当部署や共同生活の支援を行う事業所との検討を進め、市営住宅を活用したグループホームの整備に努めます。

市営住宅を活用したグループホーム等の整備（人分）	第2期計画期間の整備数	計画値	0人
		実績値	0人
	【目標値】目標年度における整備数	計画値	6人

県の目標 (独自項目)	行政率先行動① 78人分 (県営住宅：36人分 市営住宅：42人分)
----------------	---------------------------------------

兵庫県の方針では、行政率先行動と位置づけ、全市町で、県営・市営住宅を活用した「グループホーム等」のサービス量を、県営住宅を36人分、市営住宅を42人分の78人分を目標としています。

## 4 【目標4】 福祉施設から一般就労へ移行等の社会参加を促進

### (1) 自立支援給付

#### ① 就労移行支援

就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生産活動の機会の提供を行います。
--------	--

#### 【現状と課題】

就労移行支援は平成22年度において、対象者が減少したため市内事業所が休止しており、現在サービスの提供は困難な状態です。

#### 【今後のサービス見込量及び方策】

計画期間中はサービス事業所が休止していますが、特例措置がなくなる第3期計画期間中においては、事業所の確保を行うこととして、平成26年度において、1か月あたり330人日分（15人）のサービス利用量を見込みます。

就労移行支援		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	7人	19人	31人	5人	10人	15人
	実績値	5人	1人	0人			
	達成率	71.4%	5.3%	0.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	154人日	418人日	682人日	110人日	220人日	330人日
	実績値	87人日	22人日	0人日			
	達成率	56.5%	5.2%	0.0%			

国・県の目標 福祉施設利用者の2割以上 全県で632人

国・兵庫県の方針では、目標達成に必要な各年度の移行者増分（全県で4年間で239人）の新規整備を基本に、サービス量を設定することとしています。

## ② 就労継続支援

就労継続支援	<p>一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練、就労の機会や生産活動の機会の提供を行います。</p> <p>就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。</p> <p>就労継続支援のうちB型は、雇用契約は結ばず就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。</p>
--------	--

### 【現状と課題】

就労継続支援（A型）は、近隣市町に事業所がないため利用者がありません。また、就労継続支援（B型）の利用実績は伸びていますが、全ての希望者に支給を行っています。

### 【今後のサービス見込量及び方策】

A型については、近隣市町に利用可能なサービス事業者がないため、実際の利用は困難と考えますが、遠方のサービスの利用があるものとして1名ずつの増加を見込み、平成26年度においては、1か月あたり66人日分（3人）のサービス利用量を見込みます。

B型については、平成23年度までの利用実績等と、現在の3事業所のほかには増加が見込みにくいことを勘案し、平成26年度において、1か月あたり2,200人日分（90人）のサービス利用量を見込みます。

就労継続支援 (A型：雇成型)		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1人	4人	12人	1人	2人	3人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	22人日	88人日	264人日	22人日	44人日	66人日
	実績値	0人日	0人日	0人日			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

国・県の目標 就労継続利用者の3割以上 全県で347人

国・兵庫県の方針では、サービス事業所がない圏域・人口換算で特に少ない圏域においては、新規整備をすることを基本に、サービス量を設定することとしています。

就労継続支援 (B型：非雇用型)		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	23人	25人	27人	76人	84人	90人
	実績値	23人	28人	70人			
	達成率	100.0%	112.0%	259.3%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	506人日	550人日	594人日	1,457人日	1,791人日	2,200人日
	実績値	441人日	548人日	1,186人日			
	達成率	87.2%	99.7%	199.7%			

## (2) 福祉施設からの一般就労への移行支援等

### ① 福祉施設利用者の一般就労への移行等

本市では、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に則して、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成26年度の目標値を設定します。

平成17年度の一般就労移行者数	0人
【目標値】目標年度における一般就労移行者数	4人

国・県の目標 40%以上

国の基本指針・県の方針では、平成26年度末における福祉施設利用者のうち、平成26年度中に一般就労に移行する者の数は、平成17年度の一般就労移行実績の4倍以上とされています。また福祉施設における就労支援を強化する観点から、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援事業利用者のうち3割以上の者が就労継続支援(A型)事業の利用を目指すとされています。

## ② 県・市町の知的・精神障害者の採用者等

本市では、現在身体障害者は、12人採用していますが、知的障害者・精神障害者の採用はありません。

今後は、県の目標との整合性を図り、市職員採用担当部署へ働きかけるとともに、協議検討し、身体障害者だけでなく知的障害者・精神障害者の採用を促進するよう努めます。

市で採用している障害者 (正規・非正規・実習)	平成22年度【実績】		12人
	内訳	身体障害者	12人
		知的障害者	0人
		精神障害者	0人
市で採用す障害者数 (正規・非正規・実習)	平成26年度【目標】		12人
	内訳	身体障害者	10人
		知的障害者	1人
		精神障害者	1人

県の目標 (独自項目)	行政率先行動② 全県で・知的障害者82人(県:38人 市町:44人) ・精神障害者37人(県:12人 市町:25人)
----------------	---

兵庫県の方針では、行政率先行動と位置づけ、県と全市町で、「知的・精神障害者の採用者等数(短期採用・職場実習等を含む)」を設定することとしています。

## ③ 県・市町の福祉的就労の商品等の優先発注等

本市では、福祉施設との委託契約により、市指定ゴミ袋を発注しております。

引き続き、平成24年度からの市指定ゴミ袋の変更に合わせた発注を行うと共に、福祉的就労の賃金の増額を図るため、福祉施設の商品等の優先発注に努めます。また、独自商品の紹介等にも努めていきます。

平成22年度 【実績】	福祉施設との随意契約による市町事業委託等の契約件数	1件
	上記の金額	8,477千円
平成26年度 【目標】	福祉施設との随意契約による市町事業委託等の契約件数	3件
	上記の金額	10,000千円

県の目標 (独自項目)	行政率先行動③ 1,629件(県:960件 市町:669件) 303,664千円(県:50,754千円 市町:252,910千円)
----------------	--

兵庫県の方針では、行政率先行動と位置づけ、県と全市町で、「優先発注等の件数・金額」を設定することとしています。

#### ④ 就労支援に関する相談等

<p>障害のある人の雇用に関する啓発活動の充実</p>	<p>市内の事業主に対し、さまざまな媒体を通じて、障害のある人の雇用率や各種助成制度の周知・普及を図るとともに、障害や障害のある人に対する正しい理解など、啓発活動の充実に努めます。</p> <p>また、公共職業安定所（ハローワーク）において、障害のある人の雇用管理や職場環境整備、特例子会社設立等に関する相談を実施していることなどについても、企業への周知に努めます。</p>
<p>職業相談・紹介窓口等の周知・利用促進</p>	<p>障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）が行う職業相談・職業紹介窓口等の利用促進を図るために、周知に努めます。</p>
<p>求職活動支援の充実</p>	<p>障害福祉サービスにおける「就労移行支援」を実施するサービス提供事業者と公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関が連携し、職業指導や職業紹介、求人開拓、各種の援護制度（職場適応訓練、公共職業訓練、ジョブコーチによる支援、障害者試行雇用事業等）の活用など、雇用の促進に努めます。</p>
<p>職場適応支援の充実</p>	<p>兵庫障害者職業センターなどの関係機関との連携のもとで、ジョブコーチによる就業面の支援とともに、生活面の支援を実施し、就職後の職場への定着を促進します。</p>
<p>市における障害のある人の採用</p>	<p>市役所の障害者雇用率は、平成22年6月現在で 2.6%となっており、法定雇用率 2.1%を上回っていますが、今後も障害のある人の就労の場を提供する観点から、さらなる採用に努めます。</p>

## 第3章 障害福祉サービスの現状と今後の見込量

障害者自立支援法の施行により、障害種別ごとに提供されていた福祉サービスが、一元的に身近な市で提供する仕組みとなり、地域全体で支える体制づくりを進め、障害者の個々の状況に応じた障害福祉サービスを、第1期計画、第2期計画により推進してきました。

この度の第3期計画では、P19の基本目標について、第2章でそれぞれの目標を掲げておりますが、障害者の多様化する福祉ニーズに対応するため、障害者支援のさらなる充実が望まれます。

そのため、障害者自立支援給付に係る利用者の目標を、それぞれのサービスの利用の目標だけでなく、全体としての利用件数を目標とします。

	第2期計画期間 実績値			第3期計画期間 目標値		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立支援給付費 サービス延べ利用件数 (年間利用者数)	2,058件	2,105件	2,772件	2,760件	3,060件	3,408件
月平均利用者数	174人	172人	231人	230人	255人	284人

## 第4章 計画の推進体制

### 1 計画の策定体制

---

計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

#### ● 障害者計画・障害福祉計画策定委員会の開催

本計画策定にあたっては、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、「朝来市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」、「南但馬自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

#### ● 市民意見の聴取と計画の反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら、計画に対するパブリックコメントを実施し、多様な意見の反映に努めました。

## 2 計画の円滑な実施に向けた取組み

---

### ● 点検及び評価

毎年度ごとの計画の進捗状況や内容の点検について、関係機関と実務者と連携を図りながら実施し、事業を計画的に推進していきます。

また、計画の評価については、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「南但馬自立支援協議会」において、毎年度の事業実績や検証結果を基に、計画内容の評価や見直しを行います。

### ● 計画の推進とサービス基盤の整備

障害者のニーズや事業者の状況を的確に把握して、サービス提供を行い、事業を計画的に推進していきます。また、国や県の動向を注視するとともに近隣市町との情報共有を図り、サービス基盤整備の充実に向けて諸課題を研究し、課題解決に努めます。

### ● 国・県に対する働きかけ

障害福祉計画に掲げる入所施設利用者の地域移行や障害福祉サービス等の見込量の確保を実現していくためには、サービス提供を行う事業所が安定的に事業経営を行えるよう、報酬の見直しや新たなサービスの実施など制度等の見直し等を必要とするものがあります。今後も引き続き近隣市町と協力・連携し、積極的に国・県に対し提言や要望を行っていきます。

## 第5章 資料（計画策定の経過）

### 朝来市障害者計画・障害福祉計画策定委員会経過

第1回 平成23年11月1日（火）

- 案件
- ・障害者計画の策定期間延長について
  - ・朝来市における障害福祉の現状について
  - ・障害福祉計画の策定について

第2回 平成23年12月15日（木）

- 案件
- ・南但馬自立支援協議会からの提言について
  - ・第3期朝来市障害福祉計画（案）について

第3回 平成24年1月30日（月）

- 案件
- ・南但馬自立支援協議会からの提言のまとめについて
  - ・第3期朝来市障害福祉計画（案）について

第4回 平成24年3月16日（金）

- 案件
- ・パブリックコメントの結果について
  - ・第3期朝来市障害福祉計画について

### パブリックコメント

実施期間	平成24年2月14日（火）～3月4日（日）まで受付
実施方法	
意見の数	
主な意見の内容	
市の考え方	

## 朝来市障害者計画・障害福祉計画策定委員会要綱

朝来市告示第 102 号 朝来市障害者計画・障害福祉計画策定委員会要綱を次のように定める。

平成 23 年 10 月 24 日

朝来市長 多 次 勝 昭

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 号に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、朝来市障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者計画・障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画・障害福祉計画策定のために必要な調査研究に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害保健福祉医療関係者
- (3) 行政機関及び公共的団体を代表する者
- (4) 住民の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役員)

第 4 条 委員会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 10 月 24 日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

## 朝来市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿

(敬省略)

所 属	役 職 名	氏 名	備 考
朝来市医師会	足立医院院長	足立 秀	第3条第2号
朝来市民生委員児童委員連合会	障害福祉部長	越智 靖	第3条第2号
朝来市社会福祉協議会	会長	戸田 幸男	第3条第3号
朝来市身体障害者福祉協会	会長	岡田 和隆	第3条第3号
朝来市手をつなぐ育成会	会長	藤本 義性	第3条第3号
なんたんひまわり家族会	会員	藤本 松野	第3条第3号
神戸聖隷福祉事業団	恵生園施設長	種谷 啓太	第3条第2号
兵庫県社会福祉事業団	圏域コーディネーター	沖村 和哉	第3条第2号
兵庫県立和田山特別支援学校	教諭	永島 薫	第3条第3号
豊岡公共職業安定所和田山分室	就職促進指導官	中川 健治	第3条第3号
兵庫県豊岡こども家庭センター	家庭・育成支援課長	小仲 章民	第3条第3号
兵庫県和田山健康福祉事務所	地域保健専門員	坂田 壽乃	第3条第3号
市民代表委員		伊藤 哲哉	第3条第4号
市民代表委員		倉賀野 弘史	第3条第4号

### ◎事務局

(庶務) 朝来市健康福祉部社会福祉課	部長	岡 和彦	
	部付部長	政次 悟	
	課長	菊地 幸雄	
	上席主幹	足立 志津子	
	主査	藤原 正浩	
	主査	岸下 寛志	